

鳥取縣公報

昭和十八年八月十七日
第千四百六十號

火曜日

告示

◆鳥取縣告示第四百二十九號

健康保險法、國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險藥劑師左ノ通指定セリ

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

藥局ノ名稱	藥局所在地	氏 名	指定年月日
ヒラノ藥局	鳥取市川端一丁目二三番地	平野 伊藏	昭和十八年八月十日

◆鳥取縣告示第四百三十號

健康保險法、國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險醫士ノ通異動アリタリ

目次

○告 示

- 保險藥劑師指定.....一頁
- 保險醫異動.....一頁
- 青果物出荷團體指定.....二頁
- 麥原種配付.....二頁
- 縣稅檢査章返納並交付.....三頁
- 水利組合管理指指定.....四頁
- 同 解任.....四頁
- 府縣道路線道路區域變更.....四頁

○彙 報

- 勤勞報國隊編成要綱.....七頁
- 蕎麥増産に拍車.....一〇頁
- 勝ち抜く誓.....三頁

00275

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

診療所々在地	氏 名	異動事項	異動年月日
岩美郡小田村大字荒金七一四	青 木 光 雄	管外轉出	昭和十八年七月八日

◆鳥取縣告示第四百三十一號

青果物配給統制規則第七條ノ規定ニ依リ青果物種類別ノ出荷地區並ニ出荷團體左ノ通指定ス

昭和十六年九月鳥取縣告示第七百七拾號、昭和十六年十月鳥取縣告示第八百拾五號及昭和十七年六月鳥取縣告示第三百七拾號ノ指定ハ之ヲ取消ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

種 類	出 荷 地 區	出 荷 團 體
梨、枇杷、南瓜、里芋、葱頭、大根、牛蒡、人參、白菜、甘藍、茄子、蕃茄、胡瓜	鳥取市	鳥取市青果物出荷組合聯合會

◆鳥取縣告示第四百三十二號

昭和十八年度麥原種左ノ通配付ス
昭和十八年八月十七日

梨、枇杷、南瓜、里芋、葱頭、大根、牛蒡、人參、白菜、甘藍、茄子、蕃茄、胡瓜、西瓜	梨、柿、桃、南瓜、里芋、葱頭、白葱、大根、牛蒡、人參、白菜、甘藍、茄子、蕃茄、胡瓜、西瓜	梨、柿、桃、南瓜、里芋、葱頭、白葱、大根、牛蒡、人參、白菜、甘藍、茄子、蕃茄、胡瓜、西瓜	梨、柿、桃、南瓜、里芋、葱頭、白葱、大根、牛蒡、人參、白菜、甘藍、茄子、蕃茄、胡瓜、西瓜	梨、柿、桃、南瓜、里芋、葱頭、白葱、大根、牛蒡、人參、白菜、甘藍、茄子、蕃茄、胡瓜、西瓜	梨、柿、桃、南瓜、里芋、葱頭、白葱、大根、牛蒡、人參、白菜、甘藍、茄子、蕃茄、胡瓜、西瓜	梨、柿、桃、南瓜、里芋、葱頭、白葱、大根、牛蒡、人參、白菜、甘藍、茄子、蕃茄、胡瓜、西瓜
東伯郡	東伯郡	東伯郡	東伯郡	東伯郡	東伯郡	東伯郡
組合聯合會	組合聯合會	組合聯合會	組合聯合會	組合聯合會	組合聯合會	組合聯合會

00276

鳥取縣知事 武 島 一 義

品 種 名	配 付 數 量
大麥 瑞穗二號	一三石
稈麥 小鯖二號	一石
稈麥 コピンカタギ一號	一七石
小麥 農林四號	六石四斗

◆鳥取縣告示第四百三十三號

西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區 分	番 號	返納年月日	所屬廳名	職 名	氏 名
縣稅檢査章	四	昭和一八・八・九日返納	西伯郡 彦名村役場	書記補	松 岡 安 忠
同	五	同	同	書記	紺 本 光 政
同	七	同	同	書記	渡 邊 恒 造
縣稅檢査章	一、二、六	昭和一八・八・九日交付	西伯郡上長田村役場	書記	秦 隆 之
同	一、二、七	同	春日村役場	同	石 指 亨
同	一、二、八	同	渡村役場	同	松 本 潔

小麥 農林二五號 六石
小麥 伊賀筑後三號 一石
小麥 農林四七號 三石八斗
計 四八石二斗
規定第五條ノ申請書ハ本年ニ限り八月二十五日迄ニ知事ニ提出スベシ

00277

鳥取縣告示第四百三十四號

地方事務官西垣史郎ヲ左記水利組合管理者ニ昭和十八年八月十二日指定セリ

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

米川 普通 水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第四百三十五號

地方事務官山本傳藏左記普通水利組合管理者ヲ昭和十八年八月十二日解キタリ

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

米川 普通 水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第四百三十六號

府縣道八東江尾停車場線日野郡米澤村大字助、宮市地内

道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル區域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

現在 路 線 變 更 路 線

日野郡米澤村大字助澤字岡岩 日野郡米澤村大字助澤字岡岩參拾四番地先ヨリ同村大字宮市字苦塔九百九拾番ノ參地先ヲ經テ同所字坂根壹千七拾九番壹地先ニ至ル

鳥取縣告示第四百三十七號

府縣道阿昆線矢戸線日野郡日野上村大字矢戸地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル區域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

00278

鳥取縣告示第四百三十八號

府縣道八東江尾停車場線日野郡米澤村大字宮市地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル區域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

米川 普通 水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第四百三十九號

府縣道二十號路線鳥取市立川町四丁目、吉方町、吉方、東品治町、瓦町、今町一丁目地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル區域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

米川 普通 水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第四百四十號

府縣道二十號路線鳥取市吉方、東品治町地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ現狀ノ區域ヲ以テ之ガ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

米川 普通 水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第四百四十一號

府縣道二十號路線鳥取市立川町四丁目、吉方町、吉方、東品治町、瓦町、今町一丁目地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル區域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

米川 普通 水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第四百四十二號

府縣道二十號路線鳥取市立川町四丁目、吉方町、吉方、東品治町、瓦町、今町一丁目地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル區域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

米川 普通 水利組合

新開川普通水利組合

鳥取縣告示第四百四十三號

府縣道二十號路線鳥取市立川町四丁目、吉方町、吉方、東品治町、瓦町、今町一丁目地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル區域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事 武島一義

米川 普通 水利組合

新開川普通水利組合

00279

同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事

現在 路線

變更 路線

鳥取市吉方六百四拾四番ノ
貳地先ヨリ同市吉方六百貳
拾貳番地先ヲ經テ同市東品
治町壹百六拾九番ノ壹地先
ニ至ル

鳥取縣告示第四百四十一號

府縣道鳥取城崎線同宇倍野鳥取線同蒲生鳥取線同大坪鳥取
線鳥取市立川町四丁目、吉方町、吉方地内道路ノ區域ヲ左
ノ通變更シ變更道路ハ現狀ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告
示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス 但シ在來ノ道路及附屬物ハ同日
ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事

武 島 一 義

現在 路線

變更 路線

鳥取市立川町四丁目拾九番
地先ヨリ同市吉方町六拾貳
番地先ヲ經テ同市吉方六百
貳拾貳番地先ニ至ル

鳥取縣告示第四百四十二號

府縣道鳥取岡山線鳥取市東品治町、今町一丁目地内道路ノ
區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ現狀ノ地域ヲ以テ其ノ區域
ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス

昭和十八年八月十七日

鳥取縣知事

武 島 一 義

現在 路線

變更 路線

鳥取市東品治町壹百六拾九
番壹地先ヨリ同市今町一丁
目參拾七番地先ニ至ル

00280

彙報

勤勞報國隊編成要綱

戦力増強への一億總進軍
逞しき底力を敵國擊滅へ

開戦この方連戦連敗を續けながら、敵米英の反攻はその
豊富な物資と龐大な生産力を恃んでいよく執拗である。
今年を國內生産の最高潮期とする米國、そして日が經つ
に從つて南方占領地域の諸設備完成と共に我が國の生産力
が飛躍的に昂揚することを恐れる敵は、是非この際緒戦の
失敗を取り返して頽勢を挽回しようとして懸命の猪突を敢
行してゐる。

戦に優れた精神力が偉大な力を發揮することはもとより
ではあるが、しかし我々は決して物質の力を輕視してはな
らぬ。敵が十萬臺の飛行機を造るなら我もまた十萬臺を造
つて物の力の増強に邁進せねばならない。支那事變以來七

年、戦勝に戦勝を續ける皇軍の力は東亞戦争必勝の信念
を愈々鞏固ならしめてゐるが、残る問題は生産力である。
我等は如何なる困苦にも堪えて生産増強戦に勝ち抜かねば
ならぬ。前戦では我忠烈なる皇軍は皇國日本の爲、大東亞
十億民族の爲命を捨て、奮闘されてゐる。我等は前線の勇
士に呼應して生産戦完勝の闘士たらねばならない。我等が
職場で農場で鋤を握り鋤を振ふ時、敵米英でも同じく鋤を
握り鋤を振つて吾にうち勝たんと狂奔してゐる銃後敵國民
のあることを忘れてはならないのである。

かゝる事由から政府では本年初頭閣議決定の生産増強勤
勞緊急対策要綱に基づき、改正強化された國民勤勞報國協
力令により、勤勞奉仕を一元的に統合してこれに國家的な
計畫性を與へることとし、厚生、文部兩省より知事に對し
勤勞報國隊の常時組織の整備とその動員計畫について指示
してゐるので、本縣では急速にこれを全縣下に結成して、
大政翼賛會縣支部長たる知事が統監となり、翼賛會を中心
として國民運動の諸團體を網羅し、五十萬縣民が協賛して
一億一心の舉國勤勞動員に參ずることとなつたのである。

00281

左にこの勤勞報國隊編成の概要を記す。

一、隊の組織

勤勞報國隊は次の各団体等によつて組織する。即ち大日本翼賛壯年團、大日本産業報國隊、商業報國隊、農業報國聯盟、日本海運報國團、大日本青少年團、大日本婦人會、勞務報國會等の國民運動団体、宗教団体、比較的重要な會社工場、及び官公衙等、又団体に所屬しないものについては、都市にあつては町内會單位、町村にあつては町村單位又は部落單位に組織し、學校報國隊は勤勞報國隊に準じて之と密接な連繫をとる。

又同一人で數種の團籍ある者は住所、職場、年齢等を考慮して適當な區分により主となる所屬団体を決定し、なるべく重複せぬやうにする。

尙勤勞報國隊は常時組織とし、必要な訓練を行つて必要に應じ適時適所に動員し得る体制を整備する。

二、隊の編成

隊員の資格は男子は十四才以上五十才未満の者、女子は十四才以上二十五才未満の未婚者とし、その他のもも身

体強壯で勤勞に堪え得る者は志願により隊員となることが出来る。

單位隊は地域又は職域その他団体毎に組織し、隊員の數に應じて小隊、中隊、又は大隊を編成するのであつて、概ね十名内外を以て班をつくり、三班を以て小隊、三ヶ小隊を以て中隊、二ヶ中隊を以て大隊とする。小隊の構成はなるべく均一な素質共通な條件の者を以て編成し、隊長班長は隊員中より人格高潔にして信望厚く、指揮統率の實行力ある者から選出するのである。

又空襲或は水火災其の他災害等緊急事態に處する爲、大工、左官、鳶職等の特殊技能者についてはそれらの同業組合に於て特技隊を編成する。

隊の編成完了は九月一日までであつて、結成は勤勞報國隊指導本部指導の下に關係団体に於て行ひ、神社その他神聖なる地域に於て嚴肅なる結成式を行つて隊の發足をなし結成を終つたら所屬團長より所定の様式により勤勞報國隊統監に報告し、且つ毎年三月一日及び九日一日現在を以て隊の編成概況を届出ることになつてゐる。

00282

三、指導本部

各種の勤勞報國隊を綜合的一元的に指導する爲、翼賛會縣支部に勤勞報國隊指導本部を、市郡支部に同支部を置き縣指導本部には統監を置いて翼賛會縣支部長たる知事が當り、又指導本部長は翼賛會縣支部事務局長、指導支部長は郡市支部長、指導副支部長は翼賛會郡市事務長を以て充てる。指導本部並に指導支部の役員は各地の事情によつて適宜定めることになつてゐる。そして指導本部は勤勞報國隊の編成、指導、訓練、動員其の他諸般の企畫に當り、指導支部は本部の方針に基いて行動するのである。

尙學校報國隊に關する指導統制は、縣學校報國隊本部に於て勤勞報國隊指導本部と緊密なる連繫を保つてこれに當る。

勤勞報國隊指導本部には協議會が置かれるが、これは極めて重要な任務を持つてゐるので、縣廳並に關係官公衙、國民職業指導所、學校、國民運動諸団体、農會、工場、作業場、其の他必要なる団体等の主務者を以て組織し、勤勞報國隊の結成、指導、訓練、動員等に關する協議會を開催

して勤勞報國運動の圓滑敏速且つ有効なる展開實施につき具体的に協議打合を行ふ。支部協議會の組織も概ね右に準ずる。

四、動員

勤勞報國隊の勤勞協力を受ける作業は軍需産業、生産擴充計畫産業及び附帶産業、生活必需品産業、交通業、國防土木建築業、災害復舊事業、農業、公務等の國家總動員業務とこれに準ずるものであるが、計畫外其の他臨時緊急のものもあるので、動員は左の三種に分ける。

1. 計畫動員

原則として知事の設定する勤勞報國隊需給計畫に應じて出動する。

2. 緊急動員

空襲又は水火災、其の他の災害等に接し必要ある時は知事其の他官廳の申請に遵ひ、若くはこれと連繫して直に出動する。

3. 隨時動員

前項の外必要且つ有効なる作業を興し、これに隨時自

發的に出勤する。

五、訓練

勤勞報國隊は盡忠報國の精神より發足するものであるから、これを基調として強力なる實踐を遂げしめるやう常にその訓練に意を用ふべきであつて、勤勞報國隊指導本部は適當なる方法によつて、勤勞報國隊の素質を向上しその行動を有効ならしめる爲、幹部並に現在指導者の訓練の實施又は幹旋に當り、又勤勞報國隊請入側責任者は其の請入につき遺漏なき手配をなすのであつて、勤勞報國隊の行動要式、訓練要項等については縣勤勞報國隊指導本部に於て適宜これを定める。

六、其の他

勤勞報國隊の運動はもとより愛國運動に出づるものではないけれども、今後は本業を犠牲として勤勞協力する場合が多いので、一定限度の生活保障の必要も起つて來るし、又作業用品の損耗等もあるわけであるから、その勤勞奉仕の期間とか性質に依つては謝金及び手當を受け得ることになつてゐる。

又作業中に事故の爲傷害を受けたり死亡する場合も無いとはいへぬので、かゝる場合にはそれらの工場事業場の災害扶助の規則によつて、一般従業員と同様に扶助し、又は弔慰の途を講ずる等、萬一の場合にも後顧の憂ひなからしめるやうにしてある。(勤勞課)

蕎麥増産に拍車

荒空廢地焼畑等により
絶對食糧國內自給完遂

苛烈なる大東亞決戦下、國民食糧の國內自給を確保して國民の生活を絶對安全ならしめることはまことに刻下喫緊の急務である。政府は即ち今春特に臨時議會を開催してこれが對策を決定し、その完璧に邁進せられつゝあるのであつて、米麥、甘藷、馬鈴薯其の他雜穀の増産を劃期的に實施し、不耕作田の解消はもとより伐木跡地、焼畑切替地、河川敷、空荒廢地、工場建設豫定地等あらゆる増産可能地

への作付、他種作物地の間作周圍作による利用等を督勵すると共に、肥料自給、飼料増産、勞力補給等にも萬全を盡し、且つこれら施設に對する助成の途をも講じてその完遂に邁進してゐるのである。

とかく日本人は從來よりの米麥主食慣習のまゝで、甘藷や馬鈴薯を始め雜穀による榮養の攝取を疎んずる風があるが、米麥の耕作可能地域には限りがあり、且つ栽培技術に於ても大体開發の頂點に近くてその増收も餘り大量を望むことが困難と考へられるので、この上の食糧増産を圖る爲には米麥以外のものによる食慣習を啓發して、栽培に努めることが極めて肝要である。

甘藷、大豆、粟其の他既に縣民各位の熱意により作付を終り、着々手入れに勵まれてゐるのであるが、つゞいて作付すべきは蕎麥である。

蕎麥の増産目標として本縣に對し農林省より割當てられ縣内に割當してゐる收穫目標は

作付廢止畑	作付反別	總收穫量
九四町	六五八石	

焼畑切替地	一六五	一、一五五
伐木地	三二〇	二二四〇
空荒廢地	一五	一〇五
輪作改善	一九五	一三六五
計	七八九	五五二三

であつて、種子についても關係機關を通じて配付の手配をしてゐるので、農家はもとより團體その他一般非農業者に於ても、寸土も餘すことなく蒔付けて食糧の國內確保に完璧を期せられたい。

蕎麥は性來氣候溫和で稍々濕地を好むが、成育期間が他の作物に比べて短いので何處でも栽培が可能である。早魃寒氣、風雨等に害されることがあるが本縣ではまづ大丈夫といつてよい。

土質は砂質壤土、壤土を好むが重粘地以外は大抵の瘦せ地でも成育する。殊に新開地に適し、開墾地、休閑地の始めての作物として最適である。根が細いから耕耘整地を丁寧にし、充分土を碎いて條間一尺五寸乃至二尺、播巾五―六寸乃至七―八寸の條播として反當四―五升、もし撒播と

00285

するなら反當一斗位とし、草木灰を施す。播種した上に乾草を薄く覆ふことは鳥害を防ぐ上に極めて有効である。下肥を施す場合は元肥とするか、發芽直後に用ゐる。秋蒔蕎麥の播種は餘り早いと、莖葉が繁茂し過ぎて無駄花が多くなり收量が減じ、又あまり遅いと霜害を受けるから、八月中に播種。十月下旬より十一月初旬に收穫するを適當とする。

收穫は降霜前に七―八割成熟した頃を見計らつて刈取り稻架様のものにかけて乾燥するのである。(農務課)

「勝ち抜く」誓

常會其の他の會合に唱和

曩に第四回中央協力會議に於て決定せられた「勝ち抜く誓」は必勝への國民決意を顯現するものであつて、決戦下に於て國民各々これを心底に銘じ、臣道實踐に邁進すべき時であるので、今後部落會、町内會、隣保班等の常會に於

ては勿論、各種會合に於てもこれを朗讀し、以て國民士氣を一層振起せられたい。

勝ち抜く誓

みたみわれ 大君にすべてを捧げまつらん
 みたみわれ すめらみくにを護りぬかん
 みたみわれ 力のかぎり働きぬかん
 みたみわれ 正しく明るく生きぬかん
 みたみわれ この大みいくさに勝ちぬかん

唱和の仕方

イ、發聲者が先づ「勝ち抜く誓」と云ひ、會衆は同じく「勝ち抜く誓」と繰返すこと。

ロ、次に發聲者が第一節の第一句を「みたみわれ」と唱へ、そこで句切り、會衆は同じく「みたみわれ」と續け、更に第二回に移つて「大君にすべてを捧げまつらん」と一息に唱へ、會衆も其の通り續けること。

「勝ち抜く誓」の解説

我々は是非共此の大戦争に勝たねばならぬ。そのため

00286

は必勝の自信と必死の努力とが必要である。此の二つは皇國民であり日本人であると云ふ自覺から生れるのである。「みたみわれ」と口にする時皇國の有難さ、世々の天皇の御仁慈、我々の祖先の忠誠と勇武等、皇國に生れた誇りと感激が湧然と胸の中に溢れて來るのである。

みたみわれ 大君にすべてを捧げまつらん

大君にすべてを捧げまつる決意も「みたみわれ」の自覺から自然に生まれる。すべてをと云つても、肝心なものは生命である。皆が生命を捧げまつる覺悟が出來れば不安も動搖もなくなり、前線の勇士と同じに日本人の一人々々が神兵のやうに強くなるのである。

みたみわれ すめらみくにを護りぬかん

すめらみくにを護ると云ふのは防空、防諜等に依り身を挺して國を防衛し、此の尊き國體、榮ある日本の傳統を何處までも護りぬくことである。

みたみわれ 力のかぎり働きぬかん

すべての職場が戦場である。國民すべてが戦士である。我々は力の限り戦力増強に働きぬかう。

みたみわれ 正しく明るく生きぬかん
 戦争生活はあくまで正しく強く明るくなければならぬ
 皆が身勝手をやり、不正を働いて一身一家のことだけを考へ出したらおしまひである。どんなに苦しくてもそれを顔に出さないのが日本人のたしなみである。「肚は決死、顔には微笑」で行かう。

みたみわれ この大みいくさに勝ち抜かん

大東亞戦争はやむにやまれぬ正義の戦ひである。皇道宣布の聖戦である。一億の國民擧つて「みたみわれ」になり切り勇往邁進、最後まで勝ち抜かう。(地方課)

× × ×
 × × ×
 × × ×

映畫 で 食糧増産の志氣昂揚

― 農林省が全國を行脚 ―

食糧増産の緊急なる現下の情勢に鑑み、農林省では帝國農會、農村文化協會と共催で政府の諸施策を直接農業者に周知徹底せしめると共に、益々食糧増産の志氣昂揚を圖ることの緊切なるを認め、目下全國的に之が志氣の昂揚に努めつゝあるが、本縣に對しても

- 一、増産紙芝居を全農村に對して本月中旬に一部宛配付し、部落農業團體、隣組常會等を通じて之が活用を圖らしめると共に
- 二、食糧増産の緊要なることを國民學校の生徒兒童を通じて周知せしめるため「増産繪物語」を全農村の國民學校に五枚宛配付し、更に
- 三、十月三日より五日までの三日間主要食糧の供出成績が優良で増産の熱意の旺盛なる農村（縣下で三ヶ所）に巡回映畫班を派遣せられることゝなつた。

尙本施設の實施を機會に其の農村は固より附近の農村よりも多數参加せしめて、食糧増産の志氣昂揚に關する協議會、講習會等が開催せられることになつてゐるが、各農村に於ても此の政府の意圖を諒して決戦下の食糧増産に一層の努力を效されるやう切望する次第である。（農務課）

昭和十八年八月十七日印刷
昭和十八年八月十七日發行

發行者 鳥取縣 鳥取市 東町 取 縣
鳥取縣鳥取市吉方町
印刷所(西島19) 前田 印刷所